

鳥取縣令

訓令

昭和二十二年四月十八日
第千八百三號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格ノA列

◇鳥取縣訓令甲第九號

内務部 長
 經濟部 長
 農地部 長
 土木部 長
 各地方事務所 長
 各土木出張所 長
 各河川改良事務所 長

昭和二十一年十月鳥取縣訓令甲第三十六號鳥取縣旅費支給規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年四月十八日

鳥取縣知事 西尾 愛治

第十條第一項中「農業水利改良事業出張所」の次に「緊急開拓事業幹線道路建設事務所」を加える。

第十條の次に左の一條を加える。

第十條の二 月額旅費の支給によらなければならない出張に於て知事に於て止むを得ない事情があると認められた場合は普通旅費を支給することが出来る。

第四號表中「農業水利改良事業出張所」の次に「緊急開拓事業幹線道路建設事務所」を加える。

附則

この規則は昭和二十一年十二月一日からこれを適用する。但し第十條の二の規定に限り公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣訓令甲第十號

昭和十九年四月鳥取縣訓令甲第七號鳥取縣宿直及居殘貽料

各公署 長
 各公署 長
 各公署 長
 各公署 長
 各公署 長
 各公署 長

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和二十二年四月十八日 (昭和四年四月十五日) 第三編郵更勿誤可

支給規程中左の通り改正する。

昭和二十二年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 官吏、吏員、職員、囑託員、雇員（守衛ヲ除ク）
 傭員ニシテ宿直勤務ニ服シタルトキハ一宿直ニ付金參圓
 ノ宿直賄料ヲ支給ス
 但シ勤務廳舎ニ宿泊シ常時宿直ヲナストキハ一宿直ニ付
 金壹圓トス

第二條中「各號所定ノ」ヲ削ル

附 則

ヨノ規程ハ昭和二十二年四月一日カラコレヲ適用スル

告 示

◇鳥取縣告示第四百九十九號

氣高地方事務所及び東伯地方事務所管内において縣稅滯納者財產差押證票並びに縣稅檢査章を次のように交付並びに返納した。

昭和二十二年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區 分	番 號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏 名
縣稅滯納者	六	昭和二十一年三月	氣高地方縣	書記	早川宏之
財產差押證票	二二五	昭和二十二年一月二十日	東伯郡	書記	岸田正人
縣稅檢査章	一一六	昭和二十二年一月二十日	山守村	書記	米田末子

◇鳥取縣告示第五百十號

產婆名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氣高郡末恒村大字内海六〇四

開業地 同

小 林

大正八年八月六日生

昭和二十二年四月一日兵庫縣へ轉住したので四月十五日產婆名簿より取消す

◇鳥取縣告示第五百一十一號

公有水面埋立竣功期限延長の件次の通り許可した。

昭和二十二年四月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

- 一、埋立の場所 氣高郡大郷村大字福井字下灘ノ一一九八五番地先より一九八六番地先に至る 湖山池公有水面六畝貳拾七步
- 一、竣功期限 昭和二十三年十二月三十日
- 一、申請人 氣高郡大郷村大字福井 福 井 一 五 郎

彙 報

鳥取縣教育民政部長

行旅死亡人周知方についで

（心當の向は遺族取扱部町村長宛照會された）

- 一、取扱者 秋田縣平鹿郡横手町長
- （一）本籍、住所、氏名不詳 三十五才位の男
- （二）死亡原因 榮養失調による病死

- （三）人相及着衣 丈五尺二寸位 丸顔 頭髮短く眉毛濃く其の他並國防色の作業衣上下 黒の帯 軍隊用襦袢上下を着し地下足袋を穿つ
- （四）携帯品 なし
- （五）死亡場所 日時 平鹿郡横手驛待合室 昭和二十二年二月二十五日午前四時頃

二、取扱者 宮崎縣宮崎市長

- （一）本籍、住所、氏名不詳 七十才位の男子
- （二）人相 体格中 身長五尺二寸位 面色黒 頭髮白 髪（五寸位伸ば）
- （三）着衣 和服の巡禮姿（乞食）
- （四）所持品 なし
- （五）死亡の場所及原因 宮崎市大塚町觀音寺堂内に於て凍死

三、取扱者 佐賀縣東松浦郡漆村長

- （一）本籍、住所、氏名不詳 七〇才位の女
- （二）人相 身長五尺一寸位 頭髮四寸位（散髪） 丸顔、色白 容貌中下唇中央に米ツブ程の

「ボクロ」あり

(三) 着衣 紺の袴(ボロ)一枚

(四) 携帶品 なし

四、取扱者 佐賀縣三養基郡基山町役場

(一) 本籍、住所、氏名不詳 三十五才位の女

(二) 傷病名 盜死

(三) 人相 身長四尺九寸位 丸顔 容貌中等

(四) 着衣 黒エプロン一、上衣紺色二、前掛一、コ

ランキンシアアワセ一、腰帶一、チョツキ

(毛糸)一、兵庫帶一、足袋カバー一

書置(兄さん死体はたのむ悟作さんへ御話し

下等)

(五) 死亡の場所

佐賀縣三養基郡基山町大字宮浦字千益山林内

(六) 死亡年月日

昭和二十二年三月二日午後一時頃發見

昭和二十二年四月十八日印刷
昭和二十二年四月十八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町